

2021年3月15日

株主各位

東京都渋谷区渋谷二丁目15番1号
株式会社ライトアップ
代表取締役社長 白石 崇

株式分割に関する基準日設定公告

当社は、2021年2月12日開催の取締役会において、2021年4月1日（木曜日）付をもって当社普通株式1株を2株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式分割により株式の割当てを受ける権利の基準日を2021年3月31日（水曜日）と定めましたので公告いたします。

また、上記株式分割に伴い、会社法第184条2項の規定に基づき、2021年4月1日（木曜日）付をもって、当社定款第6条を変更し、発行可能株式総数を10,500,000株から21,000,000株に変更することを併せて決議いたしましたので、お知らせいたします。

以上

お知らせ及びご注意

1. 2021年4月1日（木曜日）付にて、株式分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等の振替口座簿に記録されることとなります。
2. 住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等で手続きをお願いいたします。